

賛助会員規約

令和2年4月1日

一般社団法人 鹿児島県eスポーツ連合

第1条 (目的)

本規約は、一般社団法人鹿児島県eスポーツ連合以下、(当法人という)定款第3条に定める当法人の目的に資するものとして設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって関係者の当法人に対する協力・理解を高めることにより、当法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条 (資格)

当法人の主旨に賛同し、当法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者として当法人が認める者を賛助会員とする。なお、賛助会員は、当法人の社員としての地位を有するものではない。

第3条 (加入)

賛助会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込方法により当法人代表理事に入会申込を行い、代表理事の承認を得て加入するものとする。入会日は、代表理事が入会申込を承認した日とする。

第4条 (会費)

賛助会員は、次の年会費を入会日の属する月の末日までに納入するものとする。

- (1) 賛助会員：1口 10,000円とし、1口以上を負担する。
- (2) 年会費の対象期間は、1年単位とし、年度途中に関わらず入会月から1年とする。

第5条 (特典)

賛助会員の特典は、別紙記載の通りとする。但し、当法人は、当該特典の内容を自由に変更することができるものとする。

第6条 (資格の有効期間・更新)

賛助会員が獲得する賛助会員資格の有効期間は、納入した年会費の対象期間の末日までとする。

- 2 賛助会員資格は原則として自動更新するものとする。
- 3 次年度へ賛助会員資格を更新する者は、今年度の有効期間末日までに次年度にかかる年会費を納入しなければならない。

第7条（任意退会）

賛助会員が賛助会員から退会しようとするときは、退会予定日の1か月前までに、当法人に、当法人が別に定める退会届を届出て退会するものとする。

- 2 賛助会員が次年度への賛助会員資格の継続を希望しないときは、有効期間末日の1か月前までに、当法人に、当法人が別に定める退会届を届出て退会するものとする。

第8条（除名）

当法人は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反した賛助会員
- (2) 当法人の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (3) 年会費の納入を怠った賛助会員
- (4) 故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員
- (6) 死亡し又は解散した賛助会員
- (7) その他除名すべき正当な事由があると当法人が判断した賛助会員

第9条（資格の喪失）

賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、賛助会員資格を喪失する。

- (1) 第6条第2項に従い、退会届を提出したとき
- (2) 第7条に従い、脱退したとき
- (3) 第8条に従い、除名されたとき

第10条（会費等の返還）

当法人は、賛助会員資格を喪失した者に対し、既に納入された年会費等を返還しないものとする。

第11条（再入会）

賛助会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合、本規約第3条に定める入会申込を行い、代表理事の承認を受けるとともに、本規約第4条に定める年会費を改めて納入するものとする。

第12条（その他）

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

- 附則 1 本規約は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 本規約の改廃は、代表理事の承認をもって行う。